

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 多古・横芝光地区跨道橋(PC上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書特記仕様書 6. 関連工事に関する事項 14. 部分使用に関する事項	部分使用に関する事項により、図面及び現地を確認したところ、各々の箇所を完成させるためには、乗り込みに対し、次の問題があると考えられますが、遅延なく乗り込めるでしょうか？ ① 迂回路用地は確保されているか(借地可能な状況か)。 ② 埋蔵文化財発掘調査による影響はないか。 ③ 関連工事による遅れが出た場合は、見積り活用方式の計画と異なるため、変更協議出来るでしょうか。	特記仕様書6-1、10-1に示す時期のとおり、現場着手可能とお考えください。 また、関連工事の遅れが生じ、工事着手時期が変更となった場合は、別途協議事項とお考えください。